

私たちが考える「ホームロイヤー」

高齢者の方を支援するためには3つの視点が必要だと考えています。

(1) トータルに支援する視点

高齢期に生ずる問題は医療や介護の問題から住まいの問題、財産の管理の問題など多種多様です。元気なときの財産管理も必要であれば、判断能力が減退してきたときの財産管理や亡くなった後の相続の問題も関連しています。これらを部分的に支援するのではなく、トータルに支援することが必要だと考えています。

(2) 繼続的に支援する視点

弁護士はトラブルが起きたときに必要な存在と考えられがちです。しかし弁護士の大変な役割はトラブルが起きないようにすることです。そのためには、些細なことでも気軽に相談できる弁護士が必要だと考えています。会社の顧問弁護士や、かかりつけのお医者さんのような存在です。

継続的に関わっていくことによって高齢者の方に寄り添い、ご本人の望む支援を行えるのではないかと考えています。

(3) 福祉・医療専門職などの連携の視点

トータルかつ継続的に支援するためには法的問題だけではなく、福祉や医療の問題にも対応することが必要になります。しかし弁護士だけで全ての問題に対応することはできません。福祉や医療の専門職と連携をとることができる関係を作り、必要に応じてそれぞれが役割を分担して支援することのできる体制を作ることが必要であると考えています。

「ホームロイヤー契約」をご検討下さい

この3つの視点に立って高齢者の方を支援するための契約が「ホームロイヤー契約」です。「ホームロイヤー契約」を結んでおけばいつでも気軽に相談を受けることができます。

いろいろな相談をする中で、財産管理を依頼したいと考えれば財産管理の契約を結び、遺言を作成したいと考えれば遺言の作成を依頼することができます。もちろん相談だけでいいということであれば他の契約を結ぶ必要はありません。



弁護士費用は?

弁護士費用は個々の弁護士との話し合いで決めていただることになりますが、長期にわたる継続的な契約で、しかも事業者の顧問弁護士とは異なり個人の生活面の支援を目的とする契約ですから、負担することに無理のない金額にさせていただきたいと考えています。



興味をもたれた方は…

まずは、お近くの弁護士にご相談ください。



高齢社会における
暮らしの安心のために

ホームロイヤーの すすめ



日本弁護士連合会